

いわき市公害防止条例

昭和46年9月30日
いわき市条例第41号

改正 昭和58年3月23日いわき市条例第14号 平成4年3月30日いわき市条例第17号
平成7年3月28日いわき市条例第4号 平成9年3月31日いわき市条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、事業者、市及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 公害防止施設を設置し、又は操業方法の改善等を行なうこと。
- (2) 大気汚染、水質汚濁の原因となる物質の排出等及び工場又は事業場の周辺の状況には握すること。
- (3) 騒音、振動、地盤沈下及び悪臭について、前号に準じて行なうこと。
- (4) 公害防止組織を整備し、公害防止施設の適正な管理を行なうこと。
- (5) 産業廃棄物の処理を適切に行なうこと。
- (6) 工場又は事業場内の緑化、環境の美化に努めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

2 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の健康及び安全かつ快適な生活を確保するため、国及び県の公害の防止に関する施策とあいまつて、この条例に規定する施策を講じなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（公害の防止に関する施策）

第6条 市長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- (1) 公害の防止に資するための土地利用の計画、緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- (2) 公害を防止するために必要な都市施設等の整備に関すること。
- (3) 公害の状況をは握するために必要な監視及び測定に関すること。
- (4) 公害に関する知識の普及及び啓蒙に関すること。
- (5) 事業者が行なう公害の防止のための施設の設置又は改善についての指導及び資金のあつ旋に関すること。

（苦情等の処理）

第7条 市長は、公害に係る市民の苦情、陳情等について、必要に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

（公害防止計画の提出命令）

第8条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行なわなければならない。

（計画変更命令）

第9条 市長は、前条第1項の規定により、提出された防止計画が公害を防止するために適切でないと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずるものとする。

（実施命令）

第10条 市長は、事業者が第8条第1項の規定により提出した防止計画又は前条第1項の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずるものとする。

（完了届）

第11条 第8条第1項又は第9条第1項若しくは前条第1項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（公害防止協定）

第12条 事業者は、市長が自然的、社会的条件その他の事由により、特に公害を防止する必要があると認めて申入れをしたときは、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

（事故時の措置等）

第13条 事業者は、その管理する施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について地域住民に周知するとともに応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生したときは、事業者は、すみやかに当該事故の状況並びに応急の措置の内容及び復旧計画を市長に報告しなければならない。

3 前項の復旧計画の措置を完了したときは、すみやかにその旨を市長に報告しなければならない。

（緊急時の措置等）

第14条 市長は、大気汚染又は水質汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合は、関係事業者に対し、直ちにばい煙又は汚水の排出量の減少その他必要な措置について要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた事業者は、すみやかに適切な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

3 市長は、気象状況の影響による大気汚染又は異常な濁水その他これに準ずる事由による水質汚濁が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずるおそれがあると認める場合は、関係事業者に対し、直ちにばい煙又は汚水の量又は濃度の減少、ばい煙又は汚水の発生施設の使用についての制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（立入検査）

- 第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収）

- 第16条 市長は、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができる。

（規則への委任）

- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

- 第18条 第10条第1項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 2 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

- 第19条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第2項及び第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第15条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- 第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和46年11月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 いわき市公害対策審議委員会設置条例（昭和42年いわき市条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により任命されているいわき市公害対策審議委員会の委員は、この条例により任命されたいわき市公害対策審議会の委員とみなし、その委員の任期は、旧条例の規定による任命の日から起算する。
- 4 旧条例第8条の規定は、この条例の施行の日から昭和47年3月31日までの間、なおその効力を有する。

附 則（昭和58年3月23日いわき市条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日いわき市条例第17号）

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（平成7年3月28日いわき市条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日いわき市条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。